（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第十条　（略）

2～4　（略）

5　牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量十トン以下のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、細目告示第九十四条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十四条の規定に適合するものであればよい。

（年少者用補助乗車装置）

第二十二条　（略）

2・3　（略）

4　緊急自動車、特種用途自動車及び幼児専用車については、当分の間、保安基準第二十二条の五第一項の規定は、適用しない。

5～11　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　（略）

2～170　（略）

171　平成二十九年十月九日以前に製作された自動車については、細目告示第四十一条第六項第二号、第百十九条第六項第二号及び第百九十七条第六項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第九百六号）第一条による改正前の細目告示第四十一条第六項第二号、第百十九条第六項第二号及び第百九十七条第六項第二号の規定に適合するものであればよい。

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～6　（略）

7　平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十三号改訂版補足第八改訂版5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8～10　（略）

11　平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」に読み替えることができる。

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第十条　（略）

2～4　（略）

5　牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量三・五トン以下のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、細目告示第九十四条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十四条の規定に適合するものであればよい。

（年少者用補助乗車装置）

第二十二条　（略）

2・3　（略）

4　特種用途自動車及び幼児専用車については、当分の間、保安基準第二十二条の五第一項の規定は、適用しない。

5～11　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　（略）

2～170　（略）

（新設）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～6　（略）

7　平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十三号改訂版補足第七改訂版5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8～10　（略）

11　平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第6改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」に読み替えることができる。